

評議員選定委員会設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第18条の規定により、本会の評議員の選任及び解任方法を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会委員)

第3条 選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名の合計5名で構成する。

2 選定委員会委員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 選定委員会委員のうち1名を選定委員会において、互選により委員長とする。

4 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 本会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(招集)

第4条 選定委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

(選任方法及び決議)

第5条 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。

2 選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

3 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(決議の省略)

第6条 委員が、選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選定委員会の議決があったものとみなす。

(評議員の解任)

第7条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、選定委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(評議員名簿及び議事録)

第8条 選定委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表1名が署名押印の上、理事会及び評議員会に報告する。

(本規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人徳島県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改定して施行する。
- 3 この規程は、令和 2 年 5 月 14 日から一部改定して施行する。
- 4 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改定して施行する。